

陸上自衛隊仕様書		
駐屯地紙裁断機 保守点検役務	仕様書番号	補—22
	作成年月日	令和5年11月22日
	変更年月日	
	作成部隊等名	陸上自衛隊 立川駐屯地業務隊補給科補給班

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において使用する駐屯地紙裁断機の保守について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は下記による。

1.2.1 契約担当官

駐屯地紙裁断機保守役務（以下「保守役務」という。）の部外委託に係る契約を締結する者をいう。

1.2.2 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として保守役務の部外委託のかかる契約履行の適否の検査を行う者をいう。

1.2.3 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として保守役務の部外委託に係る契約履行の過程における監督を行う者をいう。

1.2.4 保 守

指定された基準に基づき、対象物品の欠陥を是正し又は良好な状態にすることを言い、通常点検、清掃、給油給脂、部品交換、調整等を含む。

2 役務に関する要求

保守役務に関する要求は下記及び調達要領指定書による。細部は官側との調整による。

2.1 共 通

2.1.1 契約相手方が役務作業に際し水道、電気等を部隊内において使用する場合、あらかじめ監督官と調整し、指示を受ける。この際これらにかかる光熱水料は、原則契約相手方負担とする。

2.1.2 役務作業に必要な工具、計測等器材は設備器材に附属して設置されているものを除き、契約相手方の負担とする。

2.1.3 役務作業に必要な消耗品、部材及び油脂については契約相手方の負担とす

- 2.1.4 本仕様書に規定していない事項は、保守対象品目の仕様書、規格等により実施するものとする。
- 2.1.5 作業は平日 8 時 15 分から午後 5 時までを基準とし、これを超える場合契約相手方は監督官等を通じ、駐屯地管理者へ許可申請を行うものとする。ただし作業日・作業時間を指定されている場合はこの限りではない。

2.2 作業場所

陸上自衛隊 立川駐屯地 東京都立川市緑町 5 番地

保守対象品目

品 名：駐屯地紙裁断機

メーカー：明光商会製、ナカバヤシ製

型 式：6040C、431MC-CPBⅡ、431SEF-B、NX-506PH

数 量：4 台

品 名：立川駐屯地業務隊補給科補給班裁断機

メーカー：明光商会製

型 番：データメディア M-Ⅲ(機番 A10495)

数 量：1 台

2.3 実施要領

- 2.3.1 仕様書等の規定に基づき、当該保守品目を分解、検査又は機能・性能検査（以下「検査等」という。）を実施して当該保守品目の保守基準を超えたものを明らかにする。
- 2.3.2 検査等の結果、修復の必要が明らかになった部位については、保守対象品目の標準値或いは基準値になるよう保守（1.2.4）を行う。
- 2.3.3 契約相手方は、保守作業に先立ち作業工程表、入門者一覧表（車両含む）を提出し、作業開始及び終了時には監督官等に報告する。
- 2.3.4 契約相手方は保守作業及び所要の書類提出が全て完了した場合、役務完了届を提出し、検査官の完了検査を受けるものとする。細部は官側との調整による。
- 2.3.5 納期期限は令和 6 年 2 月 29 日までとする。

3 その他

3.1 交換部品

本役務で生じた交換済部品は契約相手方の責任により再生不能な状態に破断する。

3.2 提出書類・写真

番号	提出書類	数量	提出先
1	工程表	1部	陸上自衛隊 立川駐屯地業務隊補給科補給班
2	保守点検票	1部	
3	保守写真帳	1部	
4	役務完了届	1部	

4. 保 全

本役務に関わりのない場所への立ち入りは厳禁とする。ただし役務作業上立ち入りの必要が生じた場合、監督官と調整する。

5 安全管理

- 5.1 作業期間は常に整理整頓を行い、危険な箇所については必要な安全措置を講じ、事故防止に努める。
- 5.2 契約相手方に起因する機器の損傷或いは施設等を損傷させた場合、契約相手方の責任において修理、原状復旧を行うこと。

6 疑義に関する処置

官側及び契約相手側が、役務の履行及び履行中においてその内容に疑義が発生した場合、速やかに契約担当官を通じてその疑義を明確にする。